

宮城県麦・大豆生産技術向上事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 県は、宮城県麦・大豆生産技術向上事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、麦・大豆生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）によるもののほか、本要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、国交付要綱別表2に定めるところによる。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に充当率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 麦・大豆生産技術向上事業実施計画書（国実施要領別記様式第1号別添）
- (2) 農業者の組織する団体及び農業者にあっては、暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）及び県税納税証明書
- (4) 市町村にあっては、補助金の交付に関する規則等
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は交付事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、国交付要綱別表2の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。

(3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、別記様式第5号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業遂行状況報告)

第5 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第6号により作成し、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 知事が前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、別記様式第6号により事業実施主体に対して当該補助金の遂行状況報告書を求めることができる。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

2 前項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 麦・大豆生産技術向上事業実施計画書（国実施要領別記様式第1号別添に事業実績を記載したも

の。)

- (2) 財産管理台帳（別記様式第11号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第7 補助金の交付は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第6第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第6第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（処分の制限を受ける財産の期間及び内容）

第9 当該補助金により取得した財産が、規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。）の定めるところにより、別記様式第10号により知事の承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

（帳簿及び書類の備付け等）

第10 事業実施主体は、第9の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第11号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の提出数及び経由）

第11 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、事業実施主体が所在する市町村長及び事業実施主体の所在地を所管する地方振興事務局長又は同事務所地域事務局長を経由するものとする。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。